ひまわりだより

NO.226
2017年　3月

巾上ひまわり薬局　松本市巾上10－5　TEL 0263-35-4441
FAX 0263-37-5561
塩尻ひまわり薬局　塩尻市長畝230－3　TEL 0263-51-5311
FAX 0263-51-5322

定 休 日　日曜・祝日

まだまだ厳しい寒さが続き、体調をくずされている方や、花粉に悩まされている方はたくさんいらっしゃるのではないでしょうか？市販薬を買われる機会が多いみなさんに、知っておいて損はない医療費控除制度をご紹介します。

みなさん、セルフメディケーション税制という言葉を聞いたことがあるでしょうか？最近はＣＭでも放送されるようになりましたが、まだまだ知らない人は多いのではないかと思います。２０１７年１月から、新たに医療費控除制度の特例として施行されました。

セルフメディケーション税制ってなに？

薬局やスーパーなどで売られている市販薬に「セルフメディケーション税制対象商品」と印字されているお薬は、医療費控除の対象となり、確定申告すると購入金額の一部が税金として戻ってくるのです！ただし、様々な条件を満たしていなければなりません。簡単にご紹介します。

＜対象になる特定の成分を含んだ一般用医薬品とは？＞

厚生労働省のホームページで、この制度の対象となる具体的な一般用医薬品を確認することができます。右図のようなマークが目印です。このマークがついている商品が対象となります。さらに、購入の際に受け取るレシートにも記載がありますので、大切に保管しておきましょう。

＜対象となるひとは？＞

◇所得税や住民税を納めている人

◇健康の維持増進や、疾病予防のための健康診断をきちんと受けている人（メタボ健診や、予防接種、がん検診など）

◇自分と扶養家族の分を合わせて、対象となる商品の年間購入金額が１万２０００円を超えた人

＜いくら税金が戻ってくるの？＞

１万２０００円を超えた部分に確定申告者の所得税率を掛けた金額が、所得税（国税）分として戻ってきます。

【例】所得率２０％の申告者が年間５万円分の購入

①５万－１万２０００円＝３万８０００円（控除額）

②３万８０００円（控除額）×２０％（所得税率）

＝７６００円

３万８０００円（控除額）×１０％（個人住民税率）

＝３８００円

⇒所得税・住民税、合わせて１万１１４０円の減税効果！

今まで、支払いっぱなしだった市販薬のお金が減税という形で戻ってくるのですから、活用しない手はないですね。とてもお得な制度ですが、いくつか注意しなければいけないポイントがあります！

１：従来の医療費控除制度と併用できない

従来の医療費控除制度といえば、自己負担した医療費が自分と扶養家族の分を合わせて「合計１０万円」を超えた場合に、所得控除が受けられる制度が有名ですよね。ですが、このセルフメディケーション制度とは同時に利用することができません。自分にとってどちらがお得になるのか、賢い選択が必要となってきます。

２：確定申告が必要です

確定申告する際には、対象商品を購入したときの「レシート」や「領収書」が必要です。合わせて、日ごろから健康増進や病気予防に取り組んでいることを証明できるものも必要になってきます。これらの検診を受けた際の領収書や、結果表も大切に保管しておきましょう。

３：制度の対象となる市販薬を確認

制度の対象となる市販薬は、薬局やドラッグストアで購入できる医療用成分が配合された市販薬で「スイッチＯＴＣ」と呼ばれているものになります。有名なものでいえば、『ガスター

１０』『ロキソニンＳ』『エスタック鼻炎薬』『アレグラ』などが該当します。

ただし、気を付けたいのは、同じ商品シリーズでも、対象になるものと、ならないものがあることです。例えば、風邪薬で有名な『ルル』。『ルルアタックＥＸ』や『ルルアタックＩＢ』などは対象になりますが、『ルルＡ錠』は対象にならないのです。箱を見れば「セルフメディケーション税制対象」のマークが印字されているので一目で分かりますが、あらかじめ把握しておくのも良いかと思います。

今回は、セルフメディケーション税制についてお話しさせていただきましたが、いかがでしたでしょうか？日ごろから、健康増進や病気予防に努めることで、こんな制度を利用することができるのです。健康のための取り組みを広げる目的もあるのです。普段、自分の体の健康について考える機会の少ない方は、これを機に、健康診断を受けたり、自分の体をチェックしてみてはいかがでしょうか？

お得な情報として、覚えていて損はないですよね。ぜひ活用してみてください♪

✤✤ ひまわり薬局ではホームページも開設しています ✤✤

http://www.himawari-ph.nagano.jp/

こちらも是非、ご覧ください ☺